

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目次ページ

告 示

○国定公園の特別地域の区域の変更の一部改正.....	(自然環境課)	1
○国定公園の集団施設地区の指定の変更の一部改正.....	(自然環境課)	1
○自然公園法による公園計画の一部決定の一部改正.....	(自然環境課)	1
○国定公園の公園計画の変更の一部改正.....	(自然環境課)	1
○大沼国定公園に係る公園事業の決定の一部改正.....	(自然環境課)	2
○国定公園の公園事業の一部変更の一部改正.....	(自然環境課)	4
○網走国定公園特別地域内における行為許可基準の特例の一部改正.....	(自然環境課)	5

告 示

北海道告示第535号

平成13年北海道告示第1309号（国定公園の特別地域の区域の変更）の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

平成13年北海道告示第1309号（国定公園の特別地域の区域の変更）中「第17条第1項」を「第13条第1項」に、「同法第10条第3項」を「同法第5条第3項」に改める。

北海道告示第536号

平成13年北海道告示第1310号（国定公園の集団施設地区の指定の変更）の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

平成13年北海道告示第1310号（国定公園の集団施設地区の指定の変更）中「第23条第1項」を「第29条第1項」に、「同法第10条第3項」を「同法第5条第3項」に改める。

北海道告示第537号

昭和37年北海道告示第580号（自然公園法による公園計画の一部決定）等の一部を次のよ

うに改正する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 昭和37年北海道告示第580号（自然公園法による公園計画の一部決定）中「第12条第2項」を「第7条第3項」に、「備えつけて」を「備え付けて」に改める。
- 2 昭和38年北海道告示第2637号（国定公園の公園計画の一部決定）中「第12条第2項」を「第7条第3項」に改める。
- 3 昭和39年北海道告示第1116号（自然公園の公園計画の決定）中「第12条第2項」を「第7条第3項」に、「備えつけて」を「備え付けて」に改める。
- 4 昭和41年北海道告示第5号（自然公園法に基づく公園計画の決定）は、廃止する。
- 5 昭和41年北海道告示第2408号（公園計画の一部決定）中「第12条第2項」を「第7条第3項」に改める。
- 6 昭和42年北海道告示第383号（ニセコ積丹小樽海岸国定公園のスキー場計画）中「第12条第2項」を「第7条第3項」に改める。
- 7 昭和42年北海道告示第573号（ニセコ積丹小樽海岸国定公園に係る車道計画の一部決定）中「第12条第2項」を「第7条第3項」に、「備えつけて」を「備え付けて」に改める。
- 8 昭和54年北海道告示第2048号（国定公園に関する公園計画の一部決定）中「第12条第2項」を「第7条第3項」に、「同条第4項」を「同条第6項」に改める。
- 9 昭和56年北海道告示第2130号（日高山脈襟裳国定公園の公園計画の決定）中「第12条第2項」を「第7条第3項」に改める。
- 10 平成2年北海道告示第1067号（暑寒別天売焼尻国定公園に係る公園計画の決定）中「第12条第2項」を「第7条第3項」に改める。

北海道告示第538号

昭和55年北海道告示第637号（国定公園の公園計画の変更）等の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 昭和55年北海道告示第637号（国定公園の公園計画の変更）中「第12条第2項」を「第7条第3項」に、「同法第13条第3項」を「同法第8条第4項」に、「同法第12条第4項」を「同法第7条第6項」に改める。
- 2 昭和55年北海道告示第638号（国定公園の公園計画の変更）中「第12条第2項」を「第7条第3項」に、「同法第13条第3項」を「同法第8条第4項」に、「同法第12条第4項」を「同法第7条第6項」に改める。
- 3 昭和55年北海道告示第2128号（国定公園の公園計画の変更）中「第12条第2項」を「第

- 7条第3項」に、「同法第13条第3項」を「同法第8条第4項」に、「同法第12条第4項」を「同法第7条第6項」に改める。
- 4 昭和60年北海道告示第1632号（網走国定公園に関する公園計画の一部変更の概要）中「第12条第2項」を「第7条第3項」に改める。
- 5 昭和61年北海道告示第1234号（ニセコ積丹小樽海岸国定公園の公園計画の一部変更）中「第12条第2項」を「第7条第3項」に改める。
- 6 昭和62年北海道告示第1288号（ニセコ積丹小樽海岸国定公園の公園計画の一部変更）中「第12条第2項」を「第7条第3項」に改める。
- 7 平成元年北海道告示第76号（大沼国定公園に関する公園計画の一部変更）中「第12条第2項」を「第7条第3項」に改める。
- 8 平成元年北海道告示第688号（ニセコ積丹小樽海岸国定公園に関する公園計画の一部変更）中「第12条第2項」を「第7条第3項」に改める。
- 9 平成4年北海道告示第320号（網走国定公園の公園計画の変更）中「第12条第2項」を「第7条第3項」に改める。
- 10 平成6年北海道告示第1392号（ニセコ積丹小樽海岸国定公園に関する公園計画の一部変更）中「第12条第2項」を「第7条第3項」に改める。
- 11 平成7年北海道告示第1205号（網走国定公園に関する公園計画の一部変更）中「第12条第2項」を「第7条第3項」に改める。
- 12 平成12年北海道告示第475号（暑寒別天売焼尻国定公園に関する公園計画の一部変更）中「第12条第2項」を「第7条第3項」に改める。

北海道告示第539号

昭和34年北海道告示第634号（大沼国定公園に係る公園事業の決定）等の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 昭和34年北海道告示第634号（大沼国定公園に係る公園事業の決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 2 昭和34年北海道告示第1836号（公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 3 昭和34年北海道告示第1837号（公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 4 昭和35年北海道告示第352号（自然公園法による公園事業の決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 5 昭和35年北海道告示第1397号（自然公園法による公園事業の一部決定）中「第12条第3

項」を「第7条第4項」に改める。

- 6 昭和35年北海道告示第1897号（国定公園に係る公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 7 昭和35年北海道告示第1898号（国定公園に係る公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 8 昭和35年北海道告示第2358号（国定公園に係る公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 9 昭和36年北海道告示第1168号（国定公園に係る公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 10 昭和36年北海道告示第1424号（国定公園に係る公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 11 昭和36年北海道告示第1551号（国定公園に係る公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 12 昭和36年北海道告示第1552号（国定公園に係る公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 13 昭和36年北海道告示第1584号（国定公園に係る公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 14 昭和36年北海道告示第1759号（国定公園に係る公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 15 昭和36年北海道告示第2312号（国定公園に係る公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 16 昭和37年北海道告示第579号（自然公園法による公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 17 昭和37年北海道告示第732号（国定公園に係る公園事業の決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 18 昭和37年北海道告示第1091号（国定公園に係る公園事業の決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 19 昭和37年北海道告示第1612号（自然公園法による公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 20 昭和37年北海道告示第1674号（国定公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 21 昭和37年北海道告示第2214号（国定公園に係る公園事業の決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「北海道林務部林政課」を「北海道環境生活部環境室自然環境課及び北海道網走支庁地域政策部環境生活課」に、「備えつけて」を「備え付けて」に改める。
- 22 昭和38年北海道告示第258号（自然公園法による公園事業の一部決定）中「第12条第3

項」を「第7条第4項」に、「備えつけて」を「備え付けて」に改める。

23 昭和38年北海道告示第2582号（国定公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「備えつけて」を「備え付けて」に改める。

24 昭和38年北海道告示第2638号（国定公園の公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

25 昭和39年北海道告示第1399号（国定公園にかかる公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「かかる」を「係る」に、「同条第4項」を「同条第6項」に改める。

26 昭和39年北海道告示第1432号（国定公園にかかる公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「かかる」を「係る」に改める。

27 昭和39年北海道告示第1433号（国定公園にかかる公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「かかる」を「係る」に改める。

28 昭和39年北海道告示第1888号（国定公園にかかる公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「かかる」を「係る」に改める。

29 昭和40年北海道告示第1934号（国定公園事業の決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「備えつけて」を「備え付けて」に改める。

30 昭和40年北海道告示第1986号（国定公園事業の決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「備えつけて」を「備え付けて」に改める。

31 昭和41年北海道告示第260号（自然公園法に基づく公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

32 昭和41年北海道告示第986号（国定公園宿舍事業の決定並びに事業承認）中「第12条第4項」を「第7条第4項」に、「かかる」を「係る」に、「備えつけて」を「備え付けて」に改める。

33 昭和41年北海道告示第1045号（国定公園にかかる公園事業の決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「備えつけて」を「備え付けて」に改める。

34 昭和42年北海道告示第79号（網走国定公園事業の決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

35 昭和49年北海道告示第3828号（網走国定公園に係る公園事業の決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

36 昭和53年北海道告示第3827号（国定公園に係る公園事業の決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

37 昭和54年北海道告示第1949号（国定公園に係る公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「同条第4項」を「同条第6項」に改める。

38 昭和54年北海道告示第2049号（国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「基づきニセコ」を「基づき、ニセコ」に、「同条第4項」

を「同条第6項」に改める。

39 昭和54年北海道告示第3609号（国定公園に係る公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「同条第4項」を「同条第6項」に改める。

40 昭和55年北海道告示第650号（国定公園の公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「同条第4項」を「同条第6項」に改める。

41 昭和55年北海道告示第651号（国定公園の公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「同条第4項」を「同条第6項」に改める。

42 昭和55年北海道告示第2129号（国定公園の公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「同条第4項」を「同条第6項」に改める。

43 昭和56年北海道告示第1540号（国定公園に係る公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

44 昭和57年北海道告示第645号（日高山脈襟裳国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

45 昭和58年北海道告示第115号（日高山脈襟裳国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

46 昭和58年北海道告示第822号（日高山脈襟裳国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

47 昭和58年北海道告示第1589号（大沼国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

48 昭和58年北海道告示第1832号（ニセコ積丹小樽海岸国定公園に関する公園事業の決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

49 昭和59年北海道告示第920号（日高山脈襟裳国定公園に関する公園事業の決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

50 昭和59年北海道告示第1398号（ニセコ積丹小樽海岸国定公園に関する公園事業の決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

51 昭和60年北海道告示第1341号（網走国定公園に関する公園事業の決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

52 昭和60年北海道告示第1976号（自然公園法による網走国定公園に関する公園事業の一部決定の概要）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

53 昭和61年北海道告示第1235号（ニセコ積丹小樽海岸国定公園の公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

54 昭和62年北海道告示第202号（自然公園法による網走国定公園に関する公園事業の一部決定の概要）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

55 昭和62年北海道告示第1289号（ニセコ積丹小樽海岸国定公園の公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

56 平成元年北海道告示第689号（ニセコ積丹小樽海岸国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

57 平成元年北海道告示第922号（網走国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

58 平成2年北海道告示第437号（網走国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

59 平成2年北海道告示第438号（日高山脈襟裳国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

60 平成2年北海道告示第1601号（暑寒別天売焼尻国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

61 平成3年北海道告示第493号（大沼国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

62 平成3年北海道告示第845号（暑寒別天売焼尻国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

63 平成3年北海道告示第1284号（大沼国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

64 平成4年北海道告示第1175号（網走国定公園にかかる公園事業の決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

65 平成4年北海道告示第1475号（公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

66 平成4年北海道告示第1566号（網走国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

67 平成4年北海道告示第1890号（網走国定公園に関する公園事業の決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

68 平成5年北海道告示第366号（網走国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

69 平成5年北海道告示第974号（大沼国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

70 平成5年北海道告示第1038号（暑寒別天売焼尻国定公園の公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

71 平成5年北海道告示第1283号（暑寒別天売焼尻国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

72 平成5年北海道告示第1456号（網走国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

73 平成6年北海道告示第1393号（ニセコ積丹小樽海岸国定公園に関する公園事業の一部決

定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

74 平成7年北海道告示第364号（日高山脈襟裳国定公園に関する公園事業の決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

75 平成7年北海道告示第1384号（網走国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

76 平成8年北海道告示第2号（日高山脈襟裳国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

77 平成8年北海道告示第181号（暑寒別天売焼尻国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

78 平成9年北海道告示第470号（日高山脈襟裳国定公園に関する公園事業の決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

79 平成9年北海道告示第620号（網走国定公園に関する公園事業の決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。

80 平成10年北海道告示第391号（網走国定公園に関する公園事業の決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「同法第12条第4項」を「同法第7条第6項」に改める。

81 平成10年北海道告示第1334号（暑寒別天売焼尻国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「同法第13条第3項」を「同法第8条第4項」に、「同法第12条第4項」を「同法第7条第6項」に改める。

82 平成10年北海道告示第1832号（ニセコ積丹小樽海岸国定公園に関する公園事業の決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「同法第12条第4項」を「同法第7条第6項」に改める。

83 平成11年北海道告示第703号（暑寒別天売焼尻国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「同法第12条第4項」を「同法第7条第6項」に改める。

84 平成12年北海道告示第2070号（暑寒別天売焼尻国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第4項」を「第7条第4項」に、「同法第12条第6項」を「同法第7条第6項」に改める。

85 平成14年北海道告示第640号（大沼国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第4項」を「第7条第4項」に、「同法第12条第6項」を「同法第7条第6項」に改め、「渡島支庁」の前に「北海道」を加える。

86 平成14年北海道告示第641号（暑寒別天売焼尻国定公園に関する公園事業の一部決定）中「第12条第4項」を「第7条第4項」に、「同法第12条第6項」を「同法第7条第6項」に改め、「留萌支庁」の前に「北海道」を加える。

昭和55年北海道告示第652号（国定公園の公園事業の一部変更）等の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 昭和55年北海道告示第652号（国定公園の公園事業の一部変更）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「同法第13条第3項」を「同法第8条第4項」に、「同法第12条第4項」を「同法第7条第6項」に改める。
- 2 昭和55年北海道告示第653号（国定公園の公園事業の一部変更）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「同法第13条第3項」を「同法第8条第4項」に、「同法第12条第4項」を「同法第7条第6項」に改める。
- 3 昭和55年北海道告示第2130号（国定公園の公園事業の一部変更）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「同法第13条第3項」を「同法第8条第4項」に、「同法第12条第4項」を「同法第7条第6項」に改める。
- 4 昭和60年北海道告示第678号（自然公園法の規定に基づくニセコ積丹小樽海岸国定公園に関する公園事業の一部変更の概要）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 5 昭和61年北海道告示第628号（ニセコ積丹小樽海岸国定公園に関する公園事業の一部変更の概要）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 6 昭和61年北海道告示第1236号（ニセコ積丹小樽海岸国定公園の公園事業の一部変更）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 7 平成6年北海道告示第1394号（ニセコ積丹小樽海岸国定公園に関する公園事業の一部変更）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 8 平成6年北海道告示第1455号（網走国定公園に関する公園事業の一部変更）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 9 平成9年北海道告示第755号（ニセコ積丹小樽海岸国定公園に関する公園事業の変更）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 10 平成9年北海道告示第756号（ニセコ積丹小樽海岸国定公園に関する公園事業の変更）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に改める。
- 11 平成9年北海道告示第1613号（網走国定公園に関する公園事業の変更）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「同法第13条第3項」を「同法第8条第4項」に、「同法第12条第4項」を「同法第7条第6項」に改める。
- 12 平成10年北海道告示第392号（網走国定公園に関する公園事業の変更）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「同法第13条第3項」を「同法第8条第4項」に、「同法第12条第4項」を「同法第7条第6項」に改める。
- 13 平成10年北海道告示第850号（日高山脈襟裳国定公園に関する公園事業の変更）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「同法第13条第3項」を「同法第8条第4項」に、

「同法第12条第4項」を「同法第7条第6項」に改める。

- 14 平成10年北海道告示第1696号（日高山脈襟裳国定公園に関する公園事業の変更）中「第12条第3項」を「第7条第4項」に、「同法第13条第3項」を「同法第8条第4項」に、「同法第12条第4項」を「同法第7条第6項」に改める。

- 15 平成14年北海道告示第282号（網走国定公園に関する公園事業の変更）中「（昭和33年）」を「（昭和32年）」に、「第12条第4項」を「第7条第4項」に、「同法第13条第4項」を「同法第8条第6項」に、「同法第12条第6項」を「同法第7条第6項」に改める。

北海道告示第541号

平成13年北海道告示第30号（網走国定公園特別地域内における行為許可基準の特例）等の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 平成13年北海道告示第30号（網走国定公園特別地域内における行為許可基準の特例）中「第11条第30項」を「第11条第31項」に改める。
- 2 平成13年北海道告示第418号（ニセコ積丹小樽海岸国定公園特別地域内における行為許可基準の特例）中「第11条第30項」を「第11条第31項」に改める。
- 3 平成14年北海道告示第926号（大沼国定公園特別地域内における行為許可基準の特例）中「第11条第30項」を「第11条第31項」に改める。

